

大陸棚画定に向けた科学的調査

Scientific survey for delineation of the outer limits of the extended continental shelf

加藤 幸弘 [1]

Yukihiro Kato[1]

[1] 海洋情報部

[1] Hydrographic and Oceanographic Dept. of Japan

1982年に採択された国連海洋法条約では、沿岸国の200海里までに海底及びその下を大陸棚とするとともに、海底の地形・地質が一定の条件を満たす場合、沿岸国は200海里を超えた一定の海底及びその下について大陸棚の外側の限界を延長させることが可能であるとされている。

海洋法条約の規定に基づいて、我が国の大陸棚の外側限界を延長させ、拡大した大陸棚における天然資源の探査、開発の権利を得るために、海上保安庁は1983年から海底地形調査を主とする調査を行ってきた。その結果、我が国の南方海域には大陸棚の外側の限界を延長させることが可能な海域の存在が判明している。

我が国の提出期限である2009年をめざし、2003年からは、精密海底地形調査、地殻構造探査、基盤岩採取からなる増強された大陸棚調査が行われている。このうち精密海底地形調査は海上保安庁が、地殻構造探査については海上保安庁と文部科学省（JAMSTEC）が、また、基盤岩採取については資源エネルギー庁（JOGMEC）が担当し、着実に調査が進行している。これらの内、地殻構造探査では、多数の海底地震計を用いた屈折法地震波探査と反射法地震波探査を組み合わせた観測が、過去我が国では例のない規模で実施されており、今後、いままで地殻構造についてのデータが十分でなかった我が国南方海域の理解が進むことが期待される。